

21 経営第 980 号
平成 21 年 5 月 29 日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱の制定について

この度、集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱が制定されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県担い手育成総合支援協議会及び県に対して貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱

第1 趣旨

我が国農業は、農業従事者の減少・高齢化等により、生産構造のぜい弱化が進んでおり、地域によっては、農業の中核となる担い手が十分確保されていないところもある。このような地域において、担い手を育成・確保し、今後とも、農業・農村の維持・発展を図っていくためには、地域の話合いと合意形成を促し、地域農業の担い手となる集落営農の組織化を進めることが必要である。また、このような経営体が、将来にわたって安定的に経営を展開できるようにするためには、法人化や多角化等の経営内容の充実を促していくことも必要である。

このため、地域農業・農村の維持・発展のための緊急対策として、施設等の整備や経営活動等に対する助成を通じ、各地域における集落営農の組織化や法人化、経営の多角化に向けた各種取組を総合的に支援することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨に則り、地域農業の担い手として集落営農が必要な地域において、集落営農の組織化や法人化、経営の多角化に向けた取組を支援し、早急に担い手が育成・確保されるよう促していくとともに、地域農業の担い手たる集落営農の更なる経営発展を図ることを目標とする。

第3 事業の内容、実施手続等

1 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

(1) 集落営農法人化等緊急整備事業

本事業は、集落営農の組織化や法人化、経営の多角化を図るときに必要なとなる生産施設、加工施設、流通施設、販売施設等農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めるものを整備する事業（既存施設と一体的に整備する事業を含む。）とする。

(2) 集落営農法人化等緊急推進事業

本事業は、次に掲げる活動とする。

集落営農法人化等推進活動

本活動は、経営分析や戦略プランの作成の他、新規作物の導入、加工・販売等の新分野への進出等に必要な実証活動など集落営農の法人化や経営の多角化を図るために行う活動とする。

集落リーダー育成・確保等支援活動

本活動は、組織のリーダーとなる人材が育っておらず、集落営農の組織化や法人化に向けた取組が低調である集落を支援するために行う次に掲げる活動とする。

ア 集落リーダー等の情報収集

各都道府県段階において、他の集落営農のモデルとなるような先進的な取組を行っている集落営農で、その中心となって組織化・法人化を進めてきた集落リーダーや、集落リーダーをサポートし、地域の農業関係機関等との調整役を担う地域コーディネーターに関する情報を収集し、集落リーダー及び地域コーディネーターに関する情報簿（以下「集落リーダー等情報簿」という。）を作成する。

イ 集落リーダー等の派遣

地域段階においては、集落リーダー等情報簿の中から集落営農の組織化や法人化に向けた取組を先導するような集落リーダーを選定し、集落営農に係る取組が進んでいないような集落へ派遣するものとする。

また、都道府県段階においては、経営局長が別に定める地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）からの要請に応じて、地域コーディネーターを派遣するものとする。

ウ 集落リーダー等による指導活動

集落リーダーは、集落営農の組織化や法人化に関する合意形成に向けた指導・助言を行うとともに、地域コーディネーターは、行政機関との調整を図るなど集落リーダーの指導活動をサポートするものとする。

2 事業実施主体

本事業の実施主体は、経営局長が別に定めるものとする。

3 計画の作成主体

- (1) 集落営農法人化等緊急整備事業（以下「整備事業」という。）及び集落営農法人化等緊急推進事業（以下「推進事業」という。）のうち集落営農法人化等推進活動（以下「推進活動」という。）については、地域協議会が、市町村と調整を行いながら、集落営農法人化等支援計画（以下「支援計画」という。）を作成するものとする。

なお、地域協議会が設置されていない場合には、市町村が支援計画を作成するものとする。

- (2) 推進事業のうち集落リーダー育成・確保等支援活動（以下「リーダー支援活動」という。）を実施するに当たっては、経営局長が別に定める都道府県担い手育成総合支援協議会（以下「都道府県協議会」という。）が、集落リーダー及び地域コーディネーター（以下「集落リーダー等」という。）に関する情報収集や地域コーディネーターの派遣を行うことを規定した都道府県推進活動計画を、また、地域協議会は、集

落リーダーの派遣を行うことを規定した地域推進活動計画を、それぞれ作成するものとする。

なお、地域協議会が設置されていない場合には、市町村が地域推進活動計画を作成するものとする。

4 支援計画の認定手続等

(1) 支援計画の記載事項

支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

集落営農の現状と課題

集落営農の組織化・法人化の推進又は経営の多角化の促進に関する基本的な方針

集落営農の組織化・法人化又は経営の多角化に関する成果目標及びその達成のためのプログラム

整備事業の内容（整備する施設等の内容）

推進活動の内容

事業の推進体制

(2) 支援計画の認定

地域協議会（地域協議会が設置されていない地域にあっては市町村。以下同じ。）は、支援計画を都道府県協議会へ提出し、その認定を受けるものとする。

都道府県協議会は、の認定の申請があった場合において、その支援計画が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議し同意を得た上で、支援計画を認定するものとする。

ア 集落営農の組織化・法人化又は経営の多角化に関する成果目標の達成が確実であると見込まれること。

イ 事業の実施について、関係者の合意形成がなされていること。

ウ その他経営局長が別に定める基準に合致していること。

都道府県協議会は、支援計画の認定その他の整備事業に係る事務の一部を都道府県へ委託することができるものとする。

地域協議会は、支援計画の重要な変更を行う場合には、上記 および の手続に準じて、都道府県協議会の認定を受けるものとする。

5 都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画の認定手続等

(1) 都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画の記載事項

都道府県推進活動計画

都道府県推進活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものと

する。

ア 集落営農の現状と課題

イ 集落営農の取組が遅れている地域に関する対応方針

ウ 都道府県段階の活動内容

地域推進活動計画

地域推進活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 集落リーダーの受入れに関する対応方針

イ 地域段階の活動内容

(2) 都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画の認定手続

都道府県推進活動計画の認定手続

ア 都道府県協議会は、都道府県推進活動計画を地方農政局長へ提出し、その認定を受けるものとする。

イ 地方農政局長は、アの認定の申請があった場合において、その計画が、当該都道府県内の集落営農の現状に照らし、集落リーダー等の情報収集に関する活動内容、地域コーディネーターの派遣等が妥当なものであると認めるときは、認定するものとする。

地域推進活動計画の認定手続

ア 地域協議会は、都道府県協議会を経由して地域推進活動計画を地方農政局長へ提出し、その認定を受けるものとする。

イ 地方農政局長は、アの認定の申請があった場合において、その計画が、集落営農の現状に照らし、現地における指導助言活動の内容、集落リーダーの派遣等が妥当なものであり、かつ、(2)の アにおいて地方農政局長が認定した都道府県推進活動計画に即したものであると認めるときは、認定するものとする。

6 事業実績の報告

(1) 整備事業及び推進事業のうち推進活動

地域協議会は、支援計画に定められた事業が完了したときは、事業実績報告書を作成して都道府県協議会へ提出するものとする。都道府県協議会は、地域協議会から提出された事業実績報告書を地方農政局長へ提出するものとする。

(2) 推進事業のうちリーダー支援活動

都道府県協議会及び地域協議会は、都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画に定められた活動が完了したときは、事業実績報告書を作成し、都道府県協議会にあっては地方農政局長へ、地域協議会にあっては都道府県協議会を経由して地方農政局長へそれぞれ報告するものとする。

7 事業の評価

整備事業及び推進事業のうち推進活動について、地域協議会は、支援計画に記載された成果目標の達成状況を評価し、事業実施年度の翌年度に、都道府県協議会を通じて地方農政局長へ報告するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年3月31日までとする。

第5 他の施策との連携

本事業は、都道府県協議会及び地域協議会が、集落営農の組織化・法人化やその経営の多角化を早急に進める観点から緊急的に実施するものであるため、担い手アクションサポート事業（担い手アクションサポート事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知）第3の3に規定する事業をいう。）、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）に定める地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業をいう。）及び農地集積加速化事業（農地集積加速化事業実施要綱（平成21年 月 日付け21経営第 号農林水産事務次官依命通知）に定める農地集積加速化事業をいう。）等との連携に留意し、担い手の育成・確保が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

1 国の措置

経営局長は、本事業の適正な執行を確保するため、事業の手續等について、経営局長が別に定める農林水産省政策評価会経営局専門部会の意見を聴くものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会の措置

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業の適正な執行を確保するため、必要に応じ、学識経験者等から構成される第三者委員会（施設整備委員会）を設置し、当該委員会の意見を聴くものとする。

第7 指導推進体制

本事業は、地域の実情に即しながら効率的かつ適正な実施が図られるようにするため、次の体制を整備するものとする。

1 国の指導推進体制

国においては、農林水産本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局が連携・調整を緊密にし、本事業の実施について必要な指導を行うものとする。

2 都道府県段階の指導推進体制

都道府県段階においては、都道府県協議会、都道府県の関係部局及び普

及組織、市町村、ＪＡ、地域協議会等の関係機関が連携し、本事業の実施及び指導推進を行うものとする。

3 地域段階の指導推進体制

地域段階においては、地域協議会、都道府県協議会、市町村の関係部局、ＪＡ、普及組織等の関係機関が連携し、本事業の実施及び指導推進を行うものとする。

第8 助成措置

国は、本事業の実施のために必要な経費を、経営局長が別に定めるところにより、予算の範囲内において、補助するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。